

教職員互助会 退職後の互助会事業 ～対照表～

「退職互助事業」と「再任用職員の互助事業」は、両方加入することができます。

各事業の詳細は、「ゆとり(本冊・別冊)」、「ダイアリー」、「互助会ホームページ」[※]等でご確認ください。

※左のQRコードからアクセスできます

(<https://www.chibagojo.or.jp/>)



	退職互助事業 ※令和6年4月～募集停止	再任用職員の互助事業																								
加入資格	退職時50歳以上で、退職の日まで1年以上互助会員であった者 ・ 50歳以上の配偶者も同時に加入可能 	再任用職員 ・ 勤務形態(フルタイム勤務・短時間勤務)にかかわらず加入可能																								
申込期間・加入日	①退職後1か月以内 ⇒加入日:退職日の翌日 (例) 3月31日に退職した場合、4月1日 9月30日に退職した場合、10月1日 ②退職後2か月目から最初の2月末日まで ⇒加入日:加入申込書提出日の翌月1日 (例) 3月31日に退職し、7月15日付で加入申込書を提出した場合、8月1日	加入希望年度の任用開始月 ⇒加入日:当該年度の任用開始日 (例) 4月1日から任用の場合、4月1日 ・ 年度途中の加入不可 ・ 再任用会員として、前年度から継続加入の方は手続き不要																								
提出書類	●上記① ・ 「退職互助事業加入申込書」 ※ 配偶者の方も同時に加入申込書が必要です。 (配偶者の申込みの場合は、生年月日を確認するため、保険証等の写しを添付してください。) ●上記② ・ 会費を送金した振込通知書(コピー可) ・ 「退職互助事業加入申込書」 ※ 配偶者の方も同時に加入申込書が必要です。 (配偶者の申込みの場合は、生年月日を確認するため、保険証等の写しを添付してください。)	●フルタイム勤務の方 ・ 「加入申込書(原票)」 ●週20時間未満勤務の方 ・ 「加入申込書(原票)」 ・ 「資格取得届出書」 ・ 「被扶養者(認定・取消)届出書」 [※] ※ 被扶養者の認定を受ける方のみ 																								
会費	会員一人当たりの会費 (単位:万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>50</th> <th>51</th> <th>52</th> <th>53</th> <th>54</th> <th>55</th> <th>56</th> <th>57</th> <th>58</th> <th>59</th> <th>60以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td colspan="6">67</td> <td>65</td> <td>63</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会費は加入時のみ1回限り ・ 加入時の年齢に応じて会費を一括納入 ・ 上記①の場合、退職者本人の会費は退職慰労金から充当し、不足分は振込用紙を送付 ・ 上記②の場合、振込用紙を送付(退職慰労金との相殺不可) ・ 配偶者の会費は振込用紙を送付 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>⚠ 納入された会費はお返しできません。</p> </div>	年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60以上	金額	67						65	63	61	59	57	月額3,000円 ・ 毎月給与から控除 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>⚠ 加入を希望しない再任用職員は再任用後の所属の事務担当者に申し出てください。</p> </div> <p>※ 給与システムの登録を変更しないと、<u>互助会未加入でも月額3,000円が控除されます。</u></p>
年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60以上															
金額	67						65	63	61	59	57															
会員期間	終身	再任用職員である期間 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>⚠ 年度途中の退会はできません。</p> </div> <p>※ 退会時は、退会を希望する年度末までに「退会届」の提出が必要です。</p>																								
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費補助 ・ 人間ドック補助 ・ 福祉施設利用補助 ・ 各種あっせん事業 ・ 長寿記念品贈呈 ・ 会報の配付 	現職会員とほぼ同様 [※] の給付 ※【対象外となる事業】 脳ドック補助金、長期会員慰労旅行助成、一般貸付・住宅貸付・看護休暇貸付、退職慰労金事業																								

